

# 九州栄養福祉大学 学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 九州栄養福祉大学（以下「本学」という。）は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、建学の精神と教育理念に基づいて高等学校教育の基礎の上に広く知識を授けると共に人格の完成をはかり、専門知識技能を教授研究し人類社会の福祉に貢献する人材の養成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

## 第2章 学部、学科、修業年限及び入学定員、収容定員

(学部、学科、入学定員、収容定員)

第3条 本学において設置する学部、学科及びその入学定員、収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
食物栄養学部	食物栄養学科	100人	10人	420人
リハビリテーション学部	理学療法学科	80人	—	320人
	作業療法学科	40人	—	160人

(学科の目的)

第4条 学部、学科の教育研究上の目的は次の通りとする。

- 一 食物栄養学部食物栄養学科は、食を通して福祉を実現するという方法意識・使命感のもとに食指導・食療法という学問に裏付けされた専門的方法を修得し、食生活の番人としての役割を果たせる管理栄養士を養成することを教育目標とする。
- 二 リハビリテーション学部理学療法学科は、人の動きやその機能を医学的に分析・考察しながら、運動を治療や指導の手段として活用する科学的な根拠をもとに、治療対象者一人ひとりに満足感を提供できる理学療法士を養成することを目標とする。
- 三 リハビリテーション学部作業療法学科は、治療対象者のそばにいて、人との信頼関係を大切にしながら物理的・技術的・精神的な面において生活を支えることができる作業療法士を養成することを目標とする。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 在学年限は8年を超えることはできない。但し、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

### 第3章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第6条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表第1の通りとする。

### 第4章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第7条 履修の方法は次の通りとする。

- 一 卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- 二 基礎教養科目は必修単位を含めて24単位以上修得しなければならない。

(履修する科目の登録及び上限)

第8条 学生は、当該年度において履修する授業科目を開講の始めに登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
- 3 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数については、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(単位修得の認定)

第9条 各授業科目に対する課程を修了した者には単位を与える。

第10条 単位修得の認定は試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第 11 条 試験は毎年 2 回とし、前期及び後期の終りに定期に行う。

但し、定期試験のほか随時に試験を行うことがある。

(再 試 験)

第 12 条 所定の単位を修得できない者に対しては再試験を行うことがある。

(追 試 験)

第 13 条 疾病、その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかつた者に対しては追試験を行うことがある。

(学修の評価)

第 14 条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可で表し、秀・優・良・可を合格とする。

(試験に関する細則)

第 15 条 試験に関する細部の規定は別に定める。

(単位の計算方法)

第 16 条 各授業科目に対する単位数は次の基準により計算する。

- 一 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 三 実験・実習及び実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(教育内容等の改善)

第 17 条 本学に授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

(卒業の条件)

第 18 条 本学を卒業するために必要な授業科目及び単位数は別表第 1 の通りとする。

(資格の取得)

第 19 条 栄養士法第 2 条第 1 項の規定に基づく栄養士の免許を受けようとする者は、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 20 条 栄養士法第 5 条の 3 の規定に基づく管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 21 条 教育職員免許法別表第二の二の規定に基づく栄養教諭一種免許状を得るためには前条の規定によるほか、教育職員免許法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 22 条 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号の規定に基づく理学療法士国家試験の受験資格を得るためには、理学療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 23 条 理学療法士及び作業療法士法第 12 条第 1 号の規定に基づく作業療法士国家試験の受験資格を得るためには、作業療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 24 条 本学に 4 年以上在学し、第 18 条に定める単位を修得した者に対しては、学長は教授会の議を経て卒業を認定する。

第 25 条 本学を卒業した者に対しては、次の区分に従い学士の学位を授与する。

食物栄養学部	食物栄養学科	学士 (食物栄養学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士 (理学療法学)
	作業療法学科	学士 (作業療法学)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 26 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第5章 入学、退学、休学、転学、復学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

(入学の資格)

第30条 本学に入学し得る者は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定）に合格した者
- 八 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第 31 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 32 条 前条の入学志願者については入学試験により選考を行う。

第 33 条 入学試験に関する細則は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 34 条 第 32 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の誓約書に入学金を添え指定の期日迄に提出しなければならない。入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 理由なくして前項の手続きを怠った者は、入学を取り消すことがある。
- 3 納付した入学金は返還しない。

第 35 条 前条の誓約書に連署する保護者は親族又は縁故者で学生の在学中の一切の責任を負うものである。

(退 学)

第 36 条 退学を願う者は、その理由を記して保護者連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

但し、疾病のため退学しようとする場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(除 籍)

第 37 条 次の各号の 1 に該当する者は除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- 三 第 40 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

(復 籍)

第 38 条 前条第 1 号により除籍となった者が、復籍を願い出た時は、教授会の議を経て復籍することができる。但し、未納の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(休 学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第 40 条 休学の期間は 1 年以内とする。但し、特別の事由のある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は在学期間に算入しない。
- 3 休学期間は通算して 4 年を超えることができない。

(復 学)

第 41 条 休学期間中に休学の事由がなくなった場合は学長の許可を得て復学することができる。

(再 入 学)

第 42 条 退学した者が、1 年以内に再入学を願い出た時は、学年始めにおいて選考の上、原学年に入学許可することがある。

(転 学)

第 43 条 学生が他の大学に転学または受験しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転 入 学)

第 44 条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、転入学を許可することがある。転入学を希望する者は現に在学する学長の承認書を提出しなければならない。

- 2 転入学の時期は学年の始めまたは、学期始めとし本人の既修の授業科目及び単位並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定して今後履修すべき授業科目及び単位数並びに在学年数を決定する。

(編 入 学)

第 45 条 栄養士養成施設において栄養士資格を取得した者で本学に編入学を希望する者があるときは、選考の上 3 年次に編入学を許可することがある。

- 2 編入学の時期及び履修すべき授業科目、単位、在学年数については別に定める。

## 第6章 授業料その他の学費

(授業料その他の納付金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料等は別表第3の通りとする。

- 2 授業料等は前・後期2期分納とする。但し、申出によってさらに分割納入を認めることがある。
- 3 編入学した者の授業料等については、編入した当該学年の授業料等の額とする。
- 4 東筑紫短期大学から編入した者の入学金については、編入学した当該学年の額を適用し、これを半額免除する。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第47条 学生は所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- 一 前期 4月1日から4月20日まで
- 二 後期 10月1日から10月20日まで

(復学等の場合の授業料)

第48条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月の属する期の授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年途中で卒業する場合の授業料)

第49条 学年途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月の属する期の授業料等を納付するものとする。

(休学の場合の授業料)

第50条 授業料等は休学の場合は免除する。但し、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学の始まる前日及び休学の終わった翌日の属する期の学費は納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第51条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料その他の学費の不還付)

第52条 一旦納めた検定料、入学金及び授業料等はいかなる理由によるも返付しない。



(授業料等減免)

第 53 条 成績優秀な者であつてやむを得ない事情により学資の支弁困難な者に対しては教授会の議を経て授業料等を免除あるいは貸与することがある。これらの場合に関する細部の規定はこれを別に定める。

(社会人及び外国人留学生等の授業料)

第 54 条 社会人、外国人留学生、研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生の検定料及び授業料等については別に定める。

## 第 7 章 職 員 組 織

(職 員)

第 55 条 本学には学長、学長補佐、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学教育事業及び事務を総括主宰するとともに、すべての校務をつかさどり、所属の教職員を統督する。

(職員の職務)

第 56 条 職員の職務に関しては学校教育法其他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

## 第 8 章 教授会に関する事項

(教 授 会)

第 57 条 本学に教授会を置く。但し、学長が、必要と認めたときは、学部教授会を開くことができる。

(教授会の構成)

第 58 条 教授会は、学長、学長補佐及び当該学部に所属する教授をもって組織する。

2 教授会は、学長が必要と認めるときは、准教授、講師及び助教、その他専門性を有する職員を加えて、第 61 条に規定する事項について、審議することができる。

(教授会の招集)

第 59 条 教授会は学長がこれを招集する。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐がこれに代って招集することがある。

2 学長は教授会の構成員の 3 分の 2 以上から議題を示して要求があつた場合には、要求のあつた日から 7 日以内に教授会を招集しなければならない。

3 学長は教授会の議長となる。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐が代行する。

(教授会の開催)

第 60 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第 61 条 教授会の審議すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 学位の授与
- 二 学則及びその他学内規則の制定・改廃に関する事項
- 三 教育課程及び授業に関する事項
- 四 入学試験に関する事項
- 五 学生の試験並びに課程修了に関する事項
- 六 学生の入学、成績考査及び卒業に関する事項
- 七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 八 教員の教育研究及び教育研究業績の審査等に関する事項

但し、資格審査に関する教育研究業績等の審査に関しては、「九州栄養福祉大学教員選考規程」に基づくものとする。

- 九 自己点検・評価に関する事項

- 2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則の委任)

第 62 条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

## 第 9 章 図書館その他附属施設

(図書館)

第 63 条 本学に図書館を設ける。図書館に関する規定は別に定める。

(附属研究所)

第 64 条 本学に附属研究所を設ける。附属研究所に関する規定は別に定める。

## 第 10 章 研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生

(研究生)

第 65 条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で特に本学で研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 66 条 本学の授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 67 条 本学において、他の大学又は短期大学との単位互換協定により前条の規定による学生の履修を許可する場合は『特別聴講学生』として取り扱う。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第 68 条 公共団体その他の機関から本学の特定の授業科目につき学修を委託された者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された委託生に対し単位を与えることができる。
- 3 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 69 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 学年、学期及び休業日並びに授業日数

(学年)

第 70 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 71 条 学年は次の 2 学期にわけらる。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 前 期 | 4 月 1 日から 9 月 20 日まで    |
| 後 期 | 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで |

(休業日)

第72条 休業日は次の通りとする。

日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 3月3日

春季休業 4月1日から4月5日まで

夏季休業 8月13日から9月12日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第73条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第13章 賞 罰

(表彰)

第74条 学生として表彰に価する行為があった者に対しては、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第75条 本学の規則等に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第76条 退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の事由がなく出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第14章 学生寮

(学生寮)

第77条 本学に学生寮を設ける。ただし食物栄養学部については女子寮のみとする。

第78条 学生寮には寮監その他の職員を置く。

第79条 学生寮に関する細部の規定は別に定める。

## 第 15 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 80 条 学校教育法第 107 条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

### 附 則

- 1 本学則は平成 29 年 4 月 1 日から之を施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生については旧学則による。

## 別表第1

## 食物栄養学部 食物栄養学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基 礎 教 養 科 目	<b>本学教育への理解</b>				
	建学の思想	2		2	
	キャリアガイダンスⅠ	2	2		
	キャリアガイダンスⅡ	2	2		
	食と哲学Ⅰ	2	2		
	食と哲学Ⅱ	2	2		
	食と福祉	2	2		
	栄養士のための農園演習	1		1	
	<b>人間と文化への理解</b>				
	文 学	2		2	
	文章校正と編集	2		2	
	人間関係の心理	2		2	
	<b>人間と社会への理解</b>				
	日本国憲法	2		2	
	栄養士の法制度論	2		2	
	食と経済	2		2	
	生活とマスコミ	2		2	
	<b>人間と科学への理解</b>				
	基礎生物学	2		2	
	食物と薬	2		2	
	基礎化学	2		2	
	化 学	2	2		
	生命と科学	2		2	
	基礎統計学	2	2		
	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
	コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
	<b>語学と国際社会への理解</b>				
	実用英語の基礎Ⅰ	1	2	2	
実用英語の基礎Ⅱ	1				
語学の理解	2				
実用英語Ⅰ	1		1		
実用英語Ⅱ	1		1		
フランス語の基礎	1		1		
料理とフランス語	1		1		
中国語の基礎	1		1		

授 業 科 目		開 講 単 位 数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	備 考
基礎 教養 科目	<b>語学と国際社会への理解</b>				
	料理と中国語	1		1	
	国際理解のための基礎英語	2		2	
	国際理解（海外研修）	2		2	
	<b>健康と運動への理解</b>				
	健康スポーツ科学Ⅰ	2	2		
	健康スポーツ科学Ⅱ	2		2	
スポーツ栄養学	2		2		
基礎教養科目 24 単位以上必修					
専 門 教 育 科 目	<b>管理栄養士基本科目</b>				
	<b>社会・環境と健康</b>				
	健康管理概論	2		2	
	公衆衛生学Ⅰ	2	2		
	公衆衛生学Ⅱ	2		2	
	社会福祉論	2	2		
	<b>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち</b>				
	解剖生理学Ⅰ	2	2		
	解剖生理学Ⅱ	2	2		
	生化学Ⅰ	2	2		
	生化学Ⅱ	2	2		
	病態生理学	2	2		
	疾病の成り立ちと病態	2	2		
	運動生理学	2	2		
	微生物学	2	2		
	生化学実験	1	1		
	解剖生理学実習	1	1		
	解剖生理学実験	1	1		
	<b>食べ物と健康</b>				
	食品学総論	2	2		
	食品衛生学	2	2		
	食品加工学	2	2		
	調理学	2	2		
	食品学実験Ⅰ	1	1		
	食品学実験Ⅱ	1	1		
	食品加工学実習	1	1		
	食品衛生学実験	1	1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 教 育 分 野	専門基礎分野	<b>食べ物と健康</b>				
		調理学実習Ⅰ	1	1		
		調理学実習Ⅱ	1	1		
		調理学実習Ⅲ	1	1		
	専 門 教 育 分 野	<b>基礎栄養学</b>				
		基礎栄養学	2	2		
		基礎栄養学実験	1	1		
		<b>応用栄養学</b>				
		応用栄養学Ⅰ	2	2		
		応用栄養学Ⅱ	2	2		
		応用栄養学Ⅲ	2		2	
		応用栄養学実習	1	1		
		<b>栄養教育論</b>				
		栄養教育論Ⅰ	2	2		
		栄養教育論Ⅱ	2	2		
		栄養教育論Ⅲ	2		2	
		栄養教育論実習Ⅰ	1	1		
		栄養教育論実習Ⅱ	1	1		
		<b>臨床栄養学</b>				
		臨床栄養学Ⅰ	2	2		
		臨床栄養学Ⅱ	2	2		
		臨床栄養学Ⅲ	2		2	
		食物とアレルギー	2	2		
		臨床栄養学実習Ⅰ	1	1		
		臨床栄養学実習Ⅱ	1	1		
		<b>公衆栄養学</b>				
		公衆栄養学Ⅰ	2	2		
		公衆栄養学Ⅱ	2	2		
		公衆栄養学実習	1	1		
		<b>給食経営管理論</b>				
給食管理		2	2			
給食経営管理論		2	2			
給食管理実習	1	1				





授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 科 目	<b>食品産業・流通分野</b>				
	食品バイオテクノロジー	2		2	
	食卓デザイン論	2		2	
	食品の官能評価・鑑別演習	2		2	
	食品流通論	2		2	
	<b>卒 業 研 究</b>				
	キャリアデザイン	2	2		
専門ゼミナール	2	2			
卒業論文	2		2		
専門教育科目 100 単位以上必修					
卒業単位 124 単位以上必修					

リハビリテーション学部 理学療法学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目 ／ 科学的 思考の 基礎 及び 人間の 生活	<b>本学教育への理解</b>				
	キャリア教育	2	2		
	食と福祉	2	2	8	
	食と哲学	2			
	食と健康	2			
	栄養カウンセリング	2			
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	食と農園	1			1
	<b>人間と文化・社会への理解</b>				
	医療人のための教育学	2	2		
	人間関係の心理	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	医療人のための科学論	2	2	6	
	人間と環境	2			
	文化人類学	2			
	医療人のための法学	2			
	<b>人間と科学への理解</b>				
	基礎生物学	2	2	4	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	<b>語学と国際社会への理解</b>				
	実用英語の基礎Ⅰ	1	1		
	実用英語の基礎Ⅱ	1	1	2	
	フランス語の基礎Ⅰ	1			
中国語の基礎Ⅰ	1				
フランス語の基礎Ⅱ	1		1		
中国語の基礎Ⅱ	1		1		
実用英語Ⅰ	1		1		
実用英語Ⅱ	1		1		
基礎教養科目 2 4 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	理学療法士 必修	備 考
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能及び心身の発達					
	解剖学Ⅰ	2	2		2	
	解剖学Ⅱ	2	2		2	
	生理学Ⅰ	2	2		2	
	生理学Ⅱ	2	2		2	
	解剖生理学総合実習	1	1		1	
	運動学総論	2	2		2	
	運動学各論	2	2		2	
	臨床運動分析	1	1		1	
	人間発達学	2	2		2	
	疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進					
	病理学	2	2		2	
	臨床心理学	2	2		2	
	小児科学	2	2		2	
	内科学	2	2		2	
	整形外科学	2	2		2	
	神経内科学	2	2		2	
	精神医学Ⅰ	2	2		2	
	臨床医学概論	2	2		2	
	リハビリテーション医学	2	2		2	
	スポーツリハビリテーション	1	1	3	1	
	レクリエーション	1				
	リハビリテーション栄養学	1				
	障害者スポーツ	1				
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念					
	リハビリテーション概論	2	2		2	
	地域保健学	2	2		2	
	臨床統計	1	1	2	1	
	医療人のための経営管理	1				
	フィールド・スタディ	1				

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	理学療法士 必修	備 考
専 門 科 目	<b>基礎理学療法学</b>					
	理学療法学概論	2	2		2	
	理学療法ゼミナールⅠ	1	1		1	
	理学療法ゼミナールⅡ	1	1		1	
	理学療法ゼミナールⅢ	1	1		1	
	理学療法研究法演習Ⅰ	1	1		1	
	理学療法研究法演習Ⅱ	1		1		
	<b>理学療法評価学</b>					
	理学療法評価学概論	2	2		2	
	理学療法評価学基礎技術演習Ⅰ	1	1		1	
	理学療法評価学基礎技術演習Ⅱ	1	1		1	
	疾患別理学療法評価学演習	1	1		1	
	理学療法評価学統合演習	1	1		1	
	<b>理学療法治療学</b>					
	運動療法学概論	2	2		2	
	運動療法学演習	1	1		1	
	物理療法	2	2		2	
	義肢装具学	2	2		2	
	義肢装具学演習	1	1		1	
	神経障害系運動療法Ⅰ	1	1		1	
	神経障害系運動療法Ⅱ	1	1		1	
	中枢神経障害系理学療法Ⅰ	1	1		1	
	骨・関節障害系理学療法Ⅰ	1	1		1	
	神経・筋障害系理学療法Ⅰ	1	1		1	
	内部障害系理学療法Ⅰ	1	1		1	
	発達障害系理学療法Ⅰ	1	1		1	
	中枢神経障害系理学療法Ⅱ	1	1		1	
	骨・関節障害系理学療法Ⅱ	1	1		1	
	神経・筋障害系理学療法Ⅱ	1	1		1	
	内部障害系理学療法Ⅱ	1	1		1	
	発達障害系理学療法Ⅱ	1	1		1	
	日常生活活動分析	1	1		1	
	日常生活活動支援	1	1		1	
理学療法総合演習	1	1		1		
理学療法卒業研究	2					
臨床理学療法手技演習	1					
スポーツ系理学療法	1					
トレーニング科学	1	2	6	2		
コンディショニング科学	1					
臨床動作分析学Ⅰ	1					
臨床動作分析学Ⅱ	1					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	理学療法士 必修	備 考
	<b>地域理学療法学</b>					
	生活環境支援論	2	2		2	
	障害支援工学	2	2		2	
	地域理学療法学演習	1		1		
	<b>臨床実習</b>					
	臨床実習Ⅰ	1	1		1	
	臨床実習Ⅱ	2	2		2	
	臨床実習Ⅲ	8	8		8	
	臨床実習Ⅳ	8	8		8	
	専門教育科目 100 単位以上必修					
卒業単位 124 単位以上必修						

リハビリテーション学部 作業療法学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目 ／ 科学的 思考の 基礎 及び 人間の 生活	<b>本学教育への理解</b>				
	キャリア教育	2	2		
	食と福祉	2	2	8	
	食と哲学	2			
	食と健康	2			
	栄養カウンセリング	2			
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	食と農園	1			1
	<b>人間と文化・社会への理解</b>				
	医療人のための教育学	2	2		
	人間関係の心理	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	医療人のための科学論	2	2	6	
	人間と環境	2			
	文化人類学	2			
	医療人のための法学	2			
	<b>人間と科学への理解</b>				
	基礎生物学	2	2	4	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	<b>語学と国際社会への理解</b>				
	実用英語の基礎Ⅰ	1	1		
	実用英語の基礎Ⅱ	1	1	2	
	フランス語の基礎Ⅰ	1			
中国語の基礎Ⅰ	1				
フランス語の基礎Ⅱ	1		1		
中国語の基礎Ⅱ	1		1		
実用英語Ⅰ	1		1		
実用英語Ⅱ	1		1		
基礎教養科目 2 4 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	作業療法士 必修	備 考
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能及び心身の発達					
	解剖学Ⅰ	2	2		2	
	解剖学Ⅱ	2	2		2	
	生理学Ⅰ	2	2		2	
	生理学Ⅱ	2	2		2	
	解剖生理学総合実習	1	1		1	
	運動学総論	2	2		2	
	運動学各論	2	2		2	
	人間発達学	2	2		2	
	疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進					
	病理学	2	2		2	
	臨床心理学	2	2		2	
	小児科学	2	2		2	
	内科学	2	2		2	
	整形外科学	2	2		2	
	神経内科学	2	2		2	
	精神医学Ⅰ	2	2		2	
	精神医学Ⅱ	2	2		2	
	臨床医学概論	2	2		2	
	リハビリテーション医学	2	2		2	
	スポーツリハビリテーション	1	1	3	1	
	レクリエーション	1				
	リハビリテーション栄養学	1				
	障害者スポーツ	1				
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念					
	リハビリテーション概論	2	2		2	
	地域保健学	2	2		2	
	臨床統計	1	1	2	1	
医療人のための経営管理	1					
フィールド・スタディ	1					



授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	作業療法士 必修	備 考
専 門 科 目	<b>基礎作業療法学</b>					
	作業療法学概論	2	2		2	
	基礎作業	1	1		1	
	活動解析演習	1	1		1	
	基礎作業実習Ⅰ	1	1		1	
	基礎作業実習Ⅱ	1		1	1	
	作業療法ゼミナールⅠ	1	1		1	
	作業療法ゼミナールⅡ	1	1		1	
	作業療法ゼミナールⅢ	1	1		1	
	作業療法研究法	1		1	1	
	<b>作業療法評価学</b>					
	身体障害評価論演習Ⅰ	1	1		1	
	身体障害評価論演習Ⅱ	1	1		1	
	精神障害評価論演習	1	1		1	
	認知機能障害評価論演習	1	1		1	
	発達障害評価論演習	1	1		1	
	日常生活活動分析論演習	1	1		1	
	<b>作業療法治療学</b>					
	医療安全管理学	2	2		2	
	身体障害作業療法学Ⅰ	2	2		2	
	身体障害作業療法学Ⅱ	2	2		2	
	急性期精神障害作業療法学	2	2		2	
	地域移行精神障害作業療法学	2	2		2	
	発達障害作業療法学	2	2		2	
	基礎義肢装具学	2	2		2	
	臨床義肢装具演習	1		1	1	
	高次脳機能障害作業療法学	2	2		2	
高齢期障害作業療法学	2	2		2		
臨床作業療法学演習Ⅰ	1		1	1		
臨床作業療法学演習Ⅱ	1		1	1		
作業療法卒業研究	4		4			
作業療法基礎演習	1		1	1		
作業療法専門演習	1		1	1		

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	作業療法士 必修	備 考
<b>地域作業療法学</b>					
地域作業療法学	2	2		2	
障害支援工学	2	2		2	
職業関連支援	1	1		1	
日常生活活動支援	1		1	1	
地域作業療法学演習	4		4		
<b>臨床実習</b>					
臨床実習Ⅰ	1	1		1	
臨床実習Ⅱ	2	2		2	
臨床実習Ⅲ	4		4	4	
臨床実習Ⅳ	8		8	8	
臨床実習Ⅴ	8		8	8	
専門教育科目 100 単位以上必修					
卒業単位 124 単位以上必修					

別表第2 教職に関する専門教育科目

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
児童・生徒の栄養指導Ⅰ	2		2	
児童・生徒の栄養指導Ⅱ	2		2	
教育職の研究	2		2	
教育原理	2		2	
教育心理学	2		2	
教育制度論	1		1	
教育課程論	1		1	
道德教育の理論と方法	1		1	
特別活動の理論と方法	1		1	
教育方法論	1		1	
生徒指導の理論と方法	2		2	
学校カウンセリング	2		2	
教職実践演習（栄養教諭）	2		2	
栄養教育実習事前・事後指導	1		1	
栄養教育実習	1		1	

別表第3 検定料、入学金、授業料、施設費等

1. 検 定 料

(単位：円)

検 定 料	30,000	出願時に納付
-------	--------	--------

2. 授 業 料 等

学部	区 分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	備 考
食 物 栄 養 学 部	入 学 金	230,000				入学合格時に納付
	授 業 料	680,000	680,000	680,000	680,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	実験実習料	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,270,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	

学部	区 分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	備 考
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 部	入 学 金	230,000				入学合格時に納付
	授 業 料	960,000	960,000	960,000	960,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,450,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	